二五五―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　199　一
二五九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　199　三
二六〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　199　四
二六一―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　199　四
二六三―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　199　五
二七一―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　199　一三
二七四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　九
二七五　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　二三　九
二七六　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二六　四
二七七　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　四
二七八　平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　五
二七九　平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　五
二八〇　平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　五
二八一　関税暫定措置法別表第一の六第二四項に係る物品についての平成二十八年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三〇　五
二八二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第二項の規定に基づき、同項の財務大臣の定める者を定める告示　三〇　五
二八三　各都道府県共同募金会が平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　五
二八四　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　三〇　五
二八五　特別業務指針　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇　215　八九
二八六　中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　三〇　216　一六九
二八七　**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省**　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　七　三
○財務省、農林水産省　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　三
二〇　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三
二一　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三
○財務省、経済産業省、農林水産省　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　三〇　215　九〇